

航空自衛隊の教育訓練に関する訓令を次のように定める。
昭和41年3月29日

防衛庁長官 松野頼三

航空自衛隊の教育訓練に関する訓令

- 改正 昭和42年 3月27日空自訓第 3号
昭和42年10月18日空自訓第 9号
昭和44年 6月27日空自訓第 3号
昭和44年 9月26日空自訓第 5号
昭和44年12月17日庁 訓第 42号
昭和45年 6月18日庁 訓第 26号
昭和45年 7月15日空自訓第 1号
昭和46年 2月26日空自訓第 3号
昭和48年 3月14日空自訓第 10号
昭和48年 8月21日空自訓第 35号
昭和48年 9月28日空自訓第 39号
昭和48年12月14日空自訓第 64号
昭和49年 4月 8日空自訓第 11号
昭和49年 8月13日空自訓第 37号
昭和49年11月 8日空自訓第 44号
昭和49年12月 7日空自訓第 49号
昭和50年10月 6日空自訓第 24号
昭和51年 3月 8日空自訓第 7号
昭和51年12月10日空自訓第 25号
昭和52年 3月31日空自訓第 7号
昭和52年 9月26日空自訓第 17号
昭和53年 1月10日空自訓第 1号
昭和53年 7月21日空自訓第 23号
昭和54年 9月14日空自訓第 16号
昭和55年 4月 5日空自訓第 22号
昭和55年 8月 1日空自訓第 39号
昭和55年12月 5日庁 訓第 40号
昭和56年 4月 3日空自訓第 29号
昭和57年 3月31日空自訓第 7号
昭和57年12月15日空自訓第 37号
昭和59年 6月30日庁 訓第 37号
昭和59年 7月 6日空自訓第 22号
昭和60年 3月 2日空自訓第 7号
昭和61年 1月31日空自訓第 2号
昭和61年 3月28日庁 訓第 10号
昭和61年 9月30日空自訓第 24号
昭和61年12月17日空自訓第 26号
昭和62年 3月20日空自訓第 3号
昭和63年 4月 8日庁 訓第 12号
昭和63年 9月29日空自訓第 29号
平成元年 3月13日空自訓第 7号
平成元年 5月29日空自訓第 31号
平成元年11月 8日空自訓第 36号
平成 2年 3月 7日空自訓第 8号
平成 3年 3月14日空自訓第 7号
平成 4年 3月27日空自訓第 14号
平成 4年 4月10日空自訓第 24号
平成 4年 7月14日空自訓第 27号
平成 5年10月19日空自訓第 26号
平成 5年11月30日空自訓第 28号
平成 6年 6月24日空自訓第 24号
平成 7年 7月17日空自訓第 33号
平成 8年12月 4日空自訓第 19号
平成 9年 1月17日庁 訓第 1号

平成 9年 3月28日	空自訓第 8号
平成10年 5月12日	空自訓第 19号
平成11年 5月27日	空自訓第 18号
平成12年 2月15日	空自訓第 1号
平成12年 3月29日	空自訓第 17号
平成12年11月 1日	空自訓第 26号
平成12年12月14日	空自訓第 28号
平成13年 1月 6日	庁 訓第 2号
平成13年 3月30日	空自訓第 30号
平成13年11月 1日	空自訓第 44号
平成14年 8月 9日	空自訓第 49号
平成15年 7月 4日	空自訓第 30号
平成16年 3月29日	空自訓第 20号
平成16年 9月28日	空自訓第 42号
平成17年 2月22日	空自訓第 5号
平成17年 4月20日	空自訓第 19号
平成18年 3月27日	庁 訓第 42号
平成18年 7月28日	空自訓第 35号
平成19年 1月 5日	庁 訓第 1号
平成19年 3月27日	省 訓第 10号
平成19年 8月30日	省 訓第145号
平成19年 8月31日	省 訓第156号
平成19年 9月14日	空自訓第 15号
平成20年 3月26日	省 訓第 12号
平成20年12月22日	空自訓第 27号
平成21年 3月25日	省 訓第 14号
平成21年12月22日	空自訓第 31号
平成22年 4月 1日	省 訓第 15号
平成22年 6月30日	省 訓第 29号
平成23年 4月 1日	省 訓第 16号
平成23年 8月30日	空自訓第 25号
平成23年12月 2日	空自訓第 30号
平成24年 3月29日	省 訓第 12号
平成25年 3月25日	省 訓第 17号
平成26年 7月31日	省 訓第 61号
平成27年10月 1日	省 訓第 39号
平成28年 4月19日	省 訓第 17号
平成29年 4月26日	省 訓第 14号
平成30年11月14日	空自訓第 18号
令和元年 5月24日	空自訓第 1号
令和 2年 3月25日	省 訓第 14号
令和 2年 3月31日	空自訓第 11号
令和 2年 9月29日	空自訓第 21号

目次

第1章	総則（第1条－第5条）
第2章	教育訓練に関する航空幕僚長等の職責（第6条－第8条）
第3章	基本教育
第1節	通則（第9条－第13条）
第2節	一般教育
第1款	通則（第14条）
第2款	空士の一般教育（第15条－第17条）
第3款	空曹候補者の一般教育（第18条－第23条）
第4款	空曹の一般教育（第24条－第26条）
第5款	幹部候補者等の一般教育（第27条－第32条）
第6款	幹部自衛官の一般教育（第33条－第40条）
第3節	技術教育
第1款	通則（第41条）
第2款	飛行教育（第42条－第48条）
第3款	術科教育（第49条－第61条）
第4章	練成訓練
第1節	通則（第62条－第64条）

- 第2節 個人訓練（第65条－第67条）
- 第3節 部隊訓練（第68条・第69条）
- 第5章 教育訓練の検閲及び技能検定
 - 第1節 教育訓練の検閲（第70条・第71条）
 - 第2節 技能検定（第72条・第73条）
- 第6章 招集訓練（第74条・第75条）
- 第7章 雑則（第76条－第82条）
- 附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この訓令は、航空自衛隊（航空幕僚長の監督を受ける共同の機関を含む。第35条を除き、以下同じ。）の教育訓練（自衛隊の統合教育訓練に関する訓令（昭和61年防衛庁訓令第32号）第2条に規定する統合教育訓練を除く。）に関して必要な事項を定めるものとする。

（用語の意義）

第2条 この訓令において「部隊等」とは、航空幕僚監部並びに航空自衛隊の部隊及び機関（航空幕僚長の監督を受ける自衛隊地区病院を含む。）をいう。

（教育訓練の目的）

第3条 航空自衛隊における教育訓練は、隊員に、自衛隊の使命を自覚させ、その人格を練磨し、その職務遂行に必要な体力、知識及び技能を付与し、並びに隊員及び部隊等を部隊行動に習熟させ、もってその任務を完遂するに必要な能力を付与することを目的とする。

（教育訓練の区分）

第4条 教育訓練は、基本教育及び練成訓練に区分する。

（教育訓練の実施）

第5条 教育訓練の実施にあたる者は、自衛隊の行動時において要求される必須の事項を基礎とし、あらかじめ綿密周到な計画を作成し、合理的かつ効率的にこれを行うとともに、常にその成果を検討して教育訓練方法の改善を図り、もってその目的の達成に努めなければならない。

第2章 教育訓練に関する航空幕僚長等の職責

（航空幕僚長の職責）

第6条 航空幕僚長は、防衛大臣の定める方針に基づき、航空自衛隊の教育訓練に関し、基本的な事項を指示し、その実施を監督するとともに、所要の教育訓練を行う。

（部隊等の長の職責）

第7条 部隊等（航空幕僚監部を除く。）の長は、隷下部隊等の行う教育訓練に関し、必要な事項を指示し、その実施を監督する。

2 部隊等の長は、当該部隊等の教育訓練に関し計画を作成するとともに、教育訓練を行う。

（課程が設置される部隊等の長の職責）

第8条 別表第1から第6までに掲げる課程及び第49条の規定により航空幕僚長が定める課程が設置される部隊等の長は、当該課程の教育を実施する。

第3章 基本教育

第1節 通則

（基本教育の目的）

第9条 基本教育は、隊員に対し、隊員として必要な資質を養い又は向上させるとともに、部隊等における職務遂行の基礎となる知識及び技能を修得させることを目的とする。

（基本教育の区分）

第10条 基本教育は、一般教育及び技術教育に区分する。

（基本教育の実施）

第11条 基本教育は、自衛官及び自衛官候補生に対し、部隊等に設置される課程、第27条第3項に規定する隊付教育、第78条に規定する講習及び第79条に規定する委託教育により実施する。

2 航空幕僚長は、必要と認めるときは、前項に準じ事務官等に対し基本教育を実施することができる。

（課程等の試行）

第12条 航空幕僚長は、この訓令に定める課程のほかに新たな課程を設置し又は別表第1から別表第

4まで、別表第5及び別表第6に掲げる課程若しくは別表第4の2の隊付教育の内容の一部の変更を必要と認める場合は、あらかじめ、防衛大臣の承認を得て、課程の設置並びに課程及び隊付教育の内容の変更を試行することができる。

(学生の選考)

第13条 部隊等に設置される課程、第78条に規定する講習及び第79条に規定する委託教育を履修する隊員（以下「学生」という。）の選考に関し必要な事項は、航空幕僚長が定める。

第2節 一般教育

第1款 通則

(一般教育の区分)

第14条 一般教育は、空士（空士となるため教育訓練を受ける自衛官候補生を含む。次条、第16条及び別表第1において同じ。）の一般教育、空曹候補者の一般教育、空曹の一般教育、幹部候補者等の一般教育及び幹部自衛官の一般教育に区分する。

第2款 空士の一般教育

(空士の一般教育)

第15条 空士の一般教育のため、自衛官候補生課程を置く。

(自衛官候補生課程)

第16条 自衛官候補生課程は、自衛官候補生の必修課程とする。

2 自衛官候補生課程においては、隊員としての資質を養うとともに、空士として必要な基礎的知識及び技能を修得させる。

(設置場所等)

第17条 自衛官候補生課程の設置場所、期間及び主要教育事項は、別表第1のとおりとする。

第3款 空曹候補者の一般教育

第18条 削除

第19条 削除

第20条 削除

(航空学生の一般教育)

第21条 航空学生の一般教育のため、航空学生課程を置く。

(航空学生課程)

第22条 航空学生課程は、航空学生の必修課程とする。

2 航空学生課程においては、空曹としての資質を養うとともに、技術教育を受けるために必要な基礎的知識及び技能を修得させる。

(一般空曹候補生の一般教育)

第22条の2 一般空曹候補生の一般教育のため、一般空曹候補生課程を置く。

(一般空曹候補生課程)

第22条の3 一般空曹候補生課程は、一般空曹候補生の必修課程とする。

2 一般空曹候補生課程においては、新たに任命された一般空曹候補生に対し、空曹としての資質を養うとともに、空曹となる前において必要な基礎的知識及び技能を修得させる。

(空曹予定者の一般教育)

第22条の4 空曹予定者（自衛官候補生課程若しくは一般空曹候補生課程を修了した空士及び空曹候補士のうちから選考した者をいう。次条及び第25条第1項において同じ。）の一般教育のため、空曹予定者課程を置く。

(空曹予定者課程)

第22条の5 空曹予定者課程は、空曹予定者の必修課程とする。

2 空曹予定者課程においては、空曹としての資質を養うとともに、空曹予定者として必要な知識及び技能を修得させる。

(設置場所等)

第23条 第21条、第22条の2及び第22条の4に規定する各課程の設置場所、期間及び主要教育事項は、別表第2のとおりとする。

第4款 空曹の一般教育

(空曹の一般教育)

第24条 空曹の一般教育のため、次の課程を置く。

- (1) 初任空曹課程
- (2) 公募空曹課程
- (3) 上級空曹課程

(初任空曹課程)

第25条 初任空曹課程は、初任空曹（新たに3等空曹に昇任した者（航空学生又は空曹予定者としての教育訓練を修了して空曹に昇任した者を除く。）をいう。）の必修課程とする。

2 初任空曹課程においては、空曹としての資質を養うとともに、初級の空曹として必要な知識及び技能を修得させる。

(公募空曹課程)

第25条の2 公募空曹課程は、新たに入隊した空曹（自衛官の育児休業に伴う任期付採用に関する訓令（平成19年防衛省訓令第156号）第2条及び防衛省職員の配偶者同行休業に関する訓令（平成26年防衛省訓令第4号）第3条に規定する任期付自衛官（第34条において「任期付自衛官」という。）を除く。）の必修課程とする。

2 公募空曹課程においては、空曹としての資質を養うとともに、空曹として必要な知識及び技能を修得させる。

(上級空曹課程)

第25条の3 上級空曹課程においては、空曹としての資質を向上させるとともに、上級の空曹として必要な知識及び技能を修得させる。

(設置場所等)

第26条 第24条に規定する各課程の設置場所、期間及び主要教育事項は、別表第3のとおりとする。

第5款 幹部候補者等の一般教育

(幹部候補者等の一般教育)

第27条 幹部自衛官の候補者の一般教育のため、次の課程を置く。

- (1) 一般幹部候補生課程
- (2) 飛行幹部候補生課程
- (3) 医科歯科看護科幹部候補生課程

2 3等空尉への昇任試験に合格した准空尉及び空曹長の一般教育のため、3尉候補者課程を置く。

3 一般幹部候補生課程又は飛行幹部候補生課程を修了した者の一般教育として、一般幹部候補生課程又は飛行幹部候補生課程に引き続き、隊付教育を実施する。

(一般幹部候補生課程)

第28条 一般幹部候補生課程は、一般幹部候補生及び薬剤科幹部候補生の必修課程とする。

2 一般幹部候補生課程においては、幹部自衛官としての資質を養うとともに、初級の幹部自衛官として必要な基礎的知識及び技能を修得させる。

(飛行幹部候補生課程)

第29条 飛行幹部候補生課程は、飛行幹部候補生の必修課程とする。

2 飛行幹部候補生課程においては、航空従事者技能証明及び計器飛行証明に関する訓令（昭和30年防衛庁訓令第21号）第3条第2項に規定する操縦士及びH操縦士並びに同条第3項に規定する航空士の技能証明を有する飛行幹部候補生に対し、幹部自衛官としての資質を養うとともに、初級の幹部自衛官として必要な基礎的知識及び技能を修得させる。

(医科歯科看護科幹部候補生課程)

第29条の2 医科歯科看護科幹部候補生課程は、医科幹部候補生、歯科幹部候補生及び看護科幹部候補生の必修課程とする。

2 医科歯科看護科幹部候補生課程においては、幹部自衛官としての資質を養うとともに、初級の幹部自衛官として必要な基礎的知識及び技能を修得させる。

(3尉候補者課程)

第30条 3尉候補者課程は、第27条第2項に規定する准空尉及び空曹長の必修課程とする。

2 3尉候補者課程においては、幹部自衛官としての資質を養うとともに、初級の幹部自衛官として

必要な基礎的知識及び技能を修得させる。

(隊付教育)

第31条 隊付教育においては、部隊等の実情を把握し、幹部自衛官の地位と責任を自覚させるとともに、初級の幹部自衛官として部隊等の勤務に必要な知識及び技能を修得させる。

(設置場所等)

第32条 第27条第1項及び第2項に規定する課程の設置場所、期間及び主要教育事項は、別表第4のとおりとし、同条第3項に規定する隊付教育の期間及び主要教育事項は、別表第4の2のとおりとする。

第6款 幹部自衛官の一般教育

(幹部自衛官の一般教育)

第33条 幹部自衛官の一般教育のため、次の課程を置く。

- (1) 公募幹部課程
- (2) 幹部補備課程
- (3) 幹部普通課程
- (4) 幹部特別課程
- (5) 指揮幕僚課程
- (6) 幹部高級課程

(公募幹部課程)

第34条 公募幹部課程においては、新たに入隊した幹部自衛官（任期付自衛官を除く。）に対し、幹部自衛官としての資質を養うとともに、必要な基礎的知識及び技能を修得させる。

(幹部補備課程)

第35条 幹部補備課程においては、陸上自衛官又は海上自衛官から航空自衛隊の幹部自衛官に転官した者に対し、航空自衛隊の幹部自衛官として必要な基礎的知識及び技能を修得させる。

(幹部普通課程)

第36条 幹部普通課程においては、幹部自衛官としての資質を養うとともに、中級の指揮官及び幕僚として必要な知識及び技能を修得させる。

(幹部特別課程)

第37条 幹部特別課程においては、幹部自衛官としての資質を向上させるとともに、中級の指揮官又は幕僚として基地の運営等に関する職務を遂行するために必要な知識及び技能を修得させる。

(指揮幕僚課程)

第38条 指揮幕僚課程においては、幹部自衛官としての資質を向上させるとともに、上級の指揮官及び幕僚として必要な基礎的知識及び技能を修得させる。

(幹部高級課程)

第39条 幹部高級課程においては、幹部自衛官としての資質を向上させるとともに、上級の指揮官及び幕僚として必要な知識及び技能を修得させる。

(設置場所等)

第40条 第33条に規定する各課程の設置場所、期間及び主要教育事項は、別表第5のとおりとする。

第3節 技術教育

第1款 通則

(技術教育の区分)

第41条 技術教育は、飛行教育及び術科教育に区分する。

第2款 飛行教育

(飛行教育の区分及び課程)

第42条 飛行教育は、初級操縦教育、上級操縦教育、初級戦技教育、上級戦技教育及びその他の飛行教育に区分し、別表第6に示す課程を置く。

(初級操縦教育の各課程)

第43条 初級操縦教育の各課程においては、航空自衛隊の操縦者としての資質を養うとともに、それぞれの機種による操縦教育を行い、初級の操縦者として必要な基礎的知識及び技能を修得させる。

(上級操縦教育の各課程)

第44条 上級操縦教育の各課程においては、航空自衛隊の操縦者としての資質を養うとともに、初級操縦教育に従事する教官又は計器飛行訓練の指導者として必要な知識及び技能を修得させる。

(初級戦技教育の各課程)

第45条 初級戦技教育の各課程においては、航空自衛隊の操縦者としての資質を養うとともに、それぞれの機種に応ずる戦技教育を行い、実用機の操縦者として必要な基礎的知識及び技能を修得させる。

(上級戦技教育の各課程)

第46条 上級戦技教育の各課程においては、航空自衛隊の操縦者としての資質を養うとともに、それぞれの機種に応ずる戦技訓練の指導者として必要な知識及び技能を修得させる。

(その他の飛行教育の各課程)

第47条 その他の飛行教育の各課程においては、それぞれの課程に応じ、操縦者又は飛行に関する職務に従事する幹部自衛官としての資質を養うとともに、必要な知識及び技能を修得させる。

(課程の名称等)

第48条 第42条に規定する各課程の名称、設置場所、期間、機種及び飛行時間の基準は、別表第6のとおりとする。

第3款 術科教育

(術科教育の区分等)

第49条 術科教育は、空士、空曹候補者、空曹及び准空尉に対する術科教育（以下「准尉曹士術科教育」という。）並びに幹部候補者及び幹部自衛官に対する術科教育（以下「幹部術科教育」という。）に区分するものとし、航空幕僚長は、それぞれ次に掲げる課程の区分にしたがい所要の課程を置くものとする。

- (1) 准尉曹士術科教育
 - 初級特技員の課程
 - 中級特技員の課程
 - 上級特技員の課程
 - 術科特修課程
 - 特別の准尉曹士術科課程
- (2) 幹部術科教育
 - 初級の幹部術科課程
 - 上級の幹部術科課程
 - 術科専攻課程
 - 術科研修課程
 - 特別の幹部術科課程

(初級特技員の課程)

第50条 初級特技員の課程においては、初級の特技を保有する者としての資質を養うとともに、必要な知識及び技能を修得させる。

(中級特技員の課程)

第51条 中級特技員の課程においては、中級の特技を保有する者としての資質を養うとともに、必要な知識及び技能を修得させる。

(上級特技員の課程)

第51条の2 上級特技員の課程においては、上級の特技を保有する者としての資質を養うとともに、必要な知識及び技能を修得させる。

(術科特修課程)

第51条の3 術科特修課程においては、上級の特技を保有する者に対し、上級の空曹としての資質を向上させるとともに、職務遂行に必要な知識及び技能を修得させる。

(特別の准尉曹士術科課程)

第52条 特別の准尉曹士術科課程においては、装備の改変若しくは特技職の変更に応じ又は特別の職務に従事させるため必要な知識及び技能を修得させる。

(初級の幹部術科課程)

第53条 初級の幹部術科課程においては、特技を保有する尉たる幹部自衛官としての資質を養うと

もに、必要な基礎的知識及び技能を修得させる。

(上級の幹部術科課程)

第54条 上級の幹部術科課程においては、特技を保有する佐たる幹部自衛官としての資質を養うとともに、必要な知識及び技能を修得させる。

(術科専攻課程)

第55条 術科専攻課程においては、幹部自衛官としての資質を向上させるとともに、当該幹部自衛官の特技について専門的かつ高度の知識及び技能を修得させる。

第56条 削除

(術科研修課程)

第57条 術科研修課程においては、上級の指揮官又は幕僚として職務を遂行するため、当該幹部自衛官の特技以外の特定の特技に関する必要な知識及び技能を修得させる。

(特別の幹部術科課程)

第58条 特別の幹部術科課程においては、装備の改変若しくは特技職の変更に応じ又は特別の職務に従事させるため必要な知識及び技能を修得させる。

第59条 削除

第60条 削除

第61条 削除

第4章 練成訓練

第1節 通則

(練成訓練の目的)

第62条 練成訓練は、隊員の練度を向上し、精強な部隊等を練成することを目的とする。

(練成訓練の区分)

第63条 練成訓練は、個人の練成訓練（以下「個人訓練」という。）及び部隊等の練成訓練（以下「部隊訓練」という。）に区分する。

(練成訓練の実施)

第64条 練成訓練は、部隊等の特性及び実情に応じ、基本的な訓練から応用的な訓練に段階的に進めるものとする。

第2節 個人訓練

(個人訓練の目的)

第65条 個人訓練は、部隊訓練の基礎を確立するため、部隊等の一員としてそれぞれの地位に応ずる資質並びに職務遂行に必要な知識及び技能を向上させることを目的とする。

(個人訓練の実施)

第66条 個人訓練は、基本教育と連携し、航空幕僚長が定める実施基準に基づき実施する。

(個人訓練の委託)

第67条 部隊等の長は、所属する隊員の個人訓練の一部を、他の部隊等に委託することができる。

第3節 部隊訓練

(部隊訓練の目的)

第68条 部隊訓練は、部隊等がその組織としての行動に習熟し、与えられた機能を十分に発揮できるように練度を向上させることを目的とする。

(部隊訓練の実施)

第69条 部隊訓練は、自衛隊の統合教育訓練に関する訓令第11条に規定する中期統合訓練計画及び年度統合訓練計画を踏まえるとともに、各級の部隊等ごとに航空幕僚長が定める実施基準に基づき実施する。

2 前項の訓練の実施にあつては、必要に応じ、陸上自衛隊（自衛隊情報保全隊及び陸上幕僚長の監督を受ける共同の機関を含む。第79条及び第80条第1項において同じ。）、海上自衛隊（海上幕僚長の監督を受ける共同の機関を含む。第79条及び第80条第1項において同じ。）等と協同

して訓練するものとする。

- 3 航空幕僚長は、アメリカ合衆国軍隊と共同して部隊訓練を実施しようとする場合には、あらかじめ訓練の大綱を防衛大臣に報告し、訓練実施後速やかに成果について報告するとともに、統合幕僚長に通知するものとする。

第5章 教育訓練の検閲及び技能検定

第1節 教育訓練の検閲

(教育訓練の検閲の目的)

- 第70条 教育訓練の検閲は、部隊等の教育訓練の成果を評価するとともに、その進歩向上を促すことを目的とする。

(教育訓練の検閲の実施)

- 第71条 教育訓練の検閲は、部隊等の長が、教育訓練の検閲実施の基準に基づき実施する。
- 2 航空幕僚長又はその指定する者は、必要と認める場合においては、部隊等に対し、教育訓練の検閲を実施するものとする。
- 3 第1項の教育訓練の検閲実施の基準は、航空幕僚長が定める。

第2節 技能検定

(技能検定の目的)

- 第72条 技能検定は、隊員の練度を評価判定するとともに、その進歩向上を促すことを目的とする。

(技能検定の実施)

- 第73条 技能検定は、部隊等の長が技能検定基準に基づき実施する。
- 2 前項の技能検定基準は、航空幕僚長が定める。

第6章 招集訓練

(招集訓練の目的)

- 第74条 予備自衛官の訓練招集時の訓練（以下「招集訓練」という。）は、予備自衛官としての資質を養うとともに、予備自衛官として必要な知識及び技能について復習を行い、練度の維持を図り、必要に応じ新規の事項を修得させることを目的とする。

(招集訓練の実施)

- 第75条 招集訓練は、予備自衛官の招集手続に関する訓令（昭和45年防衛庁訓令第33号）第2条第4号に規定する訓練招集部隊等の長が航空幕僚長の定める招集訓練基準に基づき実施する。

第7章 雑則

(飛行時間の基準)

- 第76条 教育訓練のための操縦者等の飛行時間の基準については、航空従事者年間飛行規則（昭和30年防衛庁訓令第41号）に規定するところによるほか、基本教育については別表第6、練成訓練については別表第7のとおりとする。

(競技)

- 第77条 部隊等の長は、射撃、体育、術科等について、隊員の技能向上を促し、部隊等の士気の高揚及び団結の強化に資するために競技を行うことができる。

(講習)

- 第78条 部隊等の長は、部隊等における教育訓練のため、必要に応じ、講習を実施することができる。

(委託教育)

- 第79条 航空幕僚長は、必要と認めるときは隊員の教育訓練を陸上自衛隊、海上自衛隊、自衛隊指揮通信システム隊、防衛省本省の施設等機関、情報本部、防衛監察本部、地方防衛局若しくは防衛装備庁又は防衛省以外の教育機関等に委託することができる。

(受託教育)

- 第80条 航空幕僚長は、統合幕僚長、陸上幕僚長、海上幕僚長、防衛省本省の施設等機関の長、情報本部長、防衛監察監、地方防衛局長又は防衛装備庁長官から依頼があつたときは、部隊等において陸上自衛隊、海上自衛隊、自衛隊指揮通信システム隊、防衛省本省の施設等機関、情報本部、防衛監察本部、地方防衛局又は防衛装備庁の隊員の教育を受託することができる。
- 2 隊員でない者の受託教育については、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第100条の2及びこれに基づく命令に定めるところによる。

(報告)

- 第81条** 航空幕僚長は、当該年度に実施した教育訓練について当該年度の終了後速やかにその実施の成果を防衛大臣に報告するとともに、統合幕僚長に通知するものとする。
- 2 航空幕僚長は、第49条の規定に基づき設置した各課程の名称、設置場所及び期間をその設置の都度速やかに防衛大臣に報告するものとする。

(委任規定)

第82条 この訓令の実施に関し必要な事項は、航空幕僚長が定める。

附 則

- 1 この訓令は、昭和41年4月1日から施行する。
- 2 航空自衛隊の学校等及び教育部隊における教育訓練に関する訓令（昭和34年航空自衛隊訓令第11号）は、廃止する。
- 3 この訓令施行の際現に従前の規定により実施されている課程は、この訓令の相当規定による課程として実施されたものとみなす。

附 則（昭和42年3月27日航空自衛隊達第3号）
この訓令は、昭和42年4月1日から施行する。

附 則（昭和42年10月18日航空自衛隊達第9号）
この訓令は、昭和42年10月25日から施行する。

- 附 則（昭和44年6月27日航空自衛隊訓令第3号）
- 1 この訓令は、昭和44年6月27日から施行する。
 - 2 この訓令の施行の際、現にこの訓令による改正前の第1初級操縦課程及び第2初級操縦課程履修中の学生に対する当該課程の実施は、当該課程の教育が終了するまでの間、なお従前の例による。

附 則（昭和44年9月26日航空自衛隊訓令第5号）
この訓令は、昭和44年10月1日から施行する。

- 附 則（昭和44年12月17日防衛庁訓令第42号抄）
- 1 この訓令は、昭和44年12月17日から施行する。
 - 2 この訓令施行の際現に操縦幹部候補生として任用されている者は、この訓令の規定による飛行幹部候補生として任用されたものとみなす。

- 附 則（昭和45年6月18日防衛庁訓令第26号抄）
- 1 この訓令は、昭和45年6月22日から施行する。

- 附 則（昭和45年7月15日航空自衛隊訓令第1号）
- 1 この訓令は、昭和45年7月20日から施行する。
 - 2 この訓令の施行の際、現にこの訓令による改正前の基本操縦課程、輸送機操縦課程及び救難計器飛行課程履習中の学生に対する教育については、当該課程の教育が終了するまでの間、なお従前の例による。

附 則（昭和46年2月26日航空自衛隊訓令第3号）
この訓令は、昭和46年3月1日から施行する。

- 附 則（昭和48年3月14日航空自衛隊訓令第10号）
- 1 この訓令は、昭和48年4月1日から施行する。
 - 2 この訓令の施行の際、現に航空学生基礎課程を履修中の者に対する航空学生である間の教育については、なお従前の例による。

附 則（昭和48年8月21日航空自衛隊訓令第35号）
この訓令は、昭和48年8月23日から施行する。

附 則（昭和48年9月28日航空自衛隊訓令第39号）
この訓令は、昭和48年10月1日から施行する。

附 則（昭和48年12月14日航空自衛隊訓令第64号）
この訓令は、昭和48年12月20日から施行する。

附 則（昭和49年4月8日航空自衛隊訓令第11号）

この訓令は、昭和49年4月11日から施行する。

附 則（昭和49年8月13日航空自衛隊訓令第37号）
この訓令は、昭和49年8月13日から施行する。

附 則（昭和49年11月8日航空自衛隊訓令第44号）
この訓令は、昭和49年11月8日から施行する。

附 則（昭和49年12月7日航空自衛隊訓令第49号）
この訓令は、昭和49年12月7日から施行する。

- 附 則（昭和50年10月6日航空自衛隊訓令第24号）
- 1 この訓令は、昭和50年10月6日から施行する。
 - 2 改正後の別表第4の規定にかかわらず、この訓令施行の際現に教育が実施されている一般幹部候補生（一般幹部候補生試験の合格者のうち、技術の研究開発、行政等に従事することとなる要員に限る。）及び薬剤科幹部候補生に係る一般幹部候補生課程の期間は約25週とし、昭和50年度に教育が行われる3尉候補者課程の期間は約8週とする。

- 附 則（昭和51年3月8日航空自衛隊訓令第7号）
- 1 この訓令は、昭和51年3月15日から施行する。
 - 2 この訓令の施行の日までにこの訓令による改正前の第1初級操縦課程を修了している者に対する初級操縦教育については、なお従前の例による。

附 則（昭和51年12月10日航空自衛隊訓令第25号）
この訓令は、昭和51年12月10日から施行する。

- 附 則（昭和52年3月31日航空自衛隊訓令第7号）
- 1 この訓令は、昭和52年4月1日から施行する。
 - 2 この訓令の施行の際現にこの訓令による改正前の初級専門員の課程及び技術員の課程を履修している者に対する教育については、当該課程が終了するまでの間、なお従前の例による。

- 附 則（昭和52年9月26日航空自衛隊訓令第17号）
- 1 この訓令は、昭和52年10月1日から施行する。
 - 2 この訓令の施行の際現に設置されている輸送機操縦課程は、改正後の規定により設置された輸送機操縦（YS-11）課程とみなす。

附 則（昭和53年1月10日航空自衛隊訓令第1号）
この訓令は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則（昭和53年7月21日航空自衛隊訓令第23号）
この訓令は、昭和53年7月21日から施行する。

附 則（昭和54年9月14日航空自衛隊訓令第16号）
この訓令は、昭和54年9月15日から施行する。

附 則（昭和55年4月5日航空自衛隊訓令第22号）
この訓令は、昭和55年4月5日から施行する。

- 附 則（昭和55年8月1日航空自衛隊訓令第39号）
- 1 この訓令は、昭和55年8月1日から施行する。
 - 2 この訓令の施行の際、現にこの訓令による改正前の飛行教育の課程を履習している者に対する教育及び改正前の輸送機戦術（C-1）課程の教育については、昭和56年3月31日までの間、なお従前の例による。

- 附 則（昭和55年12月5日防衛庁訓令第40号抄）
- 1 この訓令は、昭和55年12月5日から施行する。
 - 6 この訓令の施行の日までに3等空尉への昇任試験に合格した1等空曹たる自衛官に対しては、改正後の航空自衛隊の教育訓練に関する訓令第27条第2項及び第30条第1項の規定にかかわらず、当該階級のまま3尉候補者課程の教育を受けさせることができる。

附 則（昭和56年4月3日航空自衛隊訓令第29号）
この訓令は、昭和56年4月3日から施行する。

附 則（昭和57年 3月31日航空自衛隊訓令第7号）
この訓令は、昭和57年 4月 1日から施行する。

附 則（昭和57年12月15日航空自衛隊訓令第37号）
この訓令は、昭和57年12月21日から施行する。

附 則（昭和59年 6月30日防衛庁訓令第37号抄）
1 この訓令は、昭和59年 7月 1日から施行する。

附 則（昭和59年 7月 6日航空自衛隊訓令第22号）
この訓令は、昭和59年 7月10日から施行する。

附 則（昭和60年 3月 2日航空自衛隊訓令第7号）
この訓令は、昭和60年 3月 2日から施行する。

附 則（昭和61年 1月31日航空自衛隊訓令第2号）
1 この訓令は、昭和61年 2月 1日から施行する。
2 この訓令の施行の際、現にこの訓令による改正前の一般幹部候補生課程（一般幹部候補生（防衛大学の卒業者）に係るものを除く。）及び飛行幹部候補生課程を履習している者に対する教育については、当該課程が終了するまでの間、なお従前の例による。

附 則（昭和61年 3月28日防衛庁訓令第10号抄）
1 この訓令は、昭和61年 4月 1日から施行する。

附 則（昭和61年 9月30日航空自衛隊訓令第24号）
1 この訓令は、昭和61年 9月30日から施行する。
2 この訓令の施行の際、現にこの訓令による改正前の戦闘操縦（T-2）基礎課程及び戦闘操縦（T-2）課程を履修している者に対する初級戦技教育については、昭和62年 5月31日までの間、なお従前の例による。

附 則（昭和61年12月17日航空自衛隊訓令第26号）
この訓令は、昭和61年12月19日から施行する。

附 則（昭和62年 3月20日航空自衛隊訓令第3号）
この訓令は、昭和62年 3月20日から施行する。

附 則（昭和63年 4月 8日防衛庁訓令第12号）
この訓令は、昭和63年 4月 8日から施行する。

附 則（昭和63年 9月29日航空自衛隊訓令第29号）
この訓令は、昭和63年10月 1日から施行する。

附 則（平成元年 3月13日航空自衛隊訓令第7号）
この訓令は、平成元年 3月16日から施行する。

附 則（平成元年 5月29日航空自衛隊訓令第31号）
この訓令は、平成元年 5月29日から施行する。

附 則（平成元年11月 8日航空自衛隊訓令第36号）
1 この訓令は、平成元年11月10日から施行する。
2 この訓令の施行の際、現に教育が実施されている改正前の航空自衛隊の教育訓練に関する訓令別表第6の基本操縦課程については、当該課程における教育が終了するまでの間、改正後の航空自衛隊の教育訓練に関する訓令別表第6の規定にかかわらず、初級操縦教育の基本操縦課程として引き続き設置する。

附 則（平成2年 3月 7日航空自衛隊訓令第8号）
この訓令は、平成2年 4月 1日から施行する。

附 則（平成3年 3月14日航空自衛隊訓令第7号）
1 この訓令は、平成3年 3月15日から施行する。
2 この訓令の施行の際、現に教育が実施されている改正前の航空自衛隊の教育訓練に関する訓令別

表第6の基本操縦（T-4）課程及び基本操縦教官（T-4）課程については、当該課程における教育が修了するまでの間、改正後の航空自衛隊の教育訓練に関する訓令別表第6の規定にかかわらず、基本操縦（T-4）課程及び基本操縦教官（T-4）課程として引き続き設置する。

附 則（平成4年3月27日航空自衛隊訓令第14号）

この訓令は、平成4年4月1日から施行する。ただし、別表第43尉候補者課程の項の改正規定は、平成4年9月1日から施行する。

附 則（平成4年4月10日航空自衛隊訓令第24号）

- 1 この訓令は、平成4年4月10日から施行する。
- 2 この訓令の施行の際現にこの訓令による改正前の第1初級操縦課程、第2初級操縦課程又は基本操縦課程を履修している者に対する初級操縦教育については、なお従前の例による。

附 則（平成4年7月14日航空自衛隊訓令第27号）

この訓令は、平成4年7月15日から施行する。

附 則（平成5年10月19日航空自衛隊訓令第26号）

この訓令は、平成5年10月19日から施行する。

附 則（平成5年11月30日航空自衛隊訓令第28号）

- 1 この訓令は、平成5年11月30日から施行する。
- 2 この訓令の施行の際、現に教育が実施されている改正前の航空自衛隊の教育訓練に関する訓令別表第6の救難操縦課程については、当該課程における教育が終了するまでの間、改正後の航空自衛隊の教育訓練に関する訓令別表第6の規定にかかわらず、救難操縦課程として引き続き設置する。

附 則（平成6年6月24日航空自衛隊訓令第24号）

この訓令は、平成6年7月1日から施行する。

附 則（平成7年7月17日航空自衛隊訓令第33号）

- 1 この訓令は、平成7年7月17日から施行する。
- 2 この訓令の施行の際、現に教育が実施されている改正前の航空自衛隊の教育訓練に関する訓令別表第6の基本操縦課程及び戦闘操縦教官（T-2）課程については、当該課程における教育が終了するまでの間、改正後の航空自衛隊の教育訓練に関する訓令別表第6の規定にかかわらず、基本操縦課程及び戦闘操縦教官（T-2）課程として引き続き設置する。

附 則（平成8年12月4日航空自衛隊訓令第19号）

この訓令は、平成8年12月4日から施行する。

附 則（平成9年1月17日防衛庁訓令第1号）

この訓令は、平成9年1月20日から施行する。

附 則（平成9年3月28日航空自衛隊訓令第8号）

この訓令は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成10年5月12日航空自衛隊訓令第19号）

この訓令は、平成10年5月12日から施行する。

附 則（平成11年5月27日航空自衛隊訓令第18号）

この訓令は、平成11年6月1日から施行する。

附 則（平成12年2月15日航空自衛隊訓令第1号）

この訓令は、平成12年2月17日から施行する。

附 則（平成12年3月29日航空自衛隊訓令第17号）

この訓令は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成12年11月1日航空自衛隊訓令第26号）

この訓令は、平成12年11月6日から施行する。

附 則（平成12年12月14日航空自衛隊訓令第28号）

この訓令は、平成12年12月14日から施行する。

附 則（平成13年 1 月 6 日防衛庁訓令第 2 号抄）
この訓令は、平成13年 1 月 6 日から施行する。

附 則（平成13年 3 月 30日航空自衛隊訓令第30号）
この訓令は、平成13年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成13年11月 1 日航空自衛隊訓令第44号）
この訓令は、平成13年11月20日から施行する。

附 則（平成14年 8 月 9 日航空自衛隊訓令第49号）
この訓令は、平成14年 8 月 19日から施行する。

附 則（平成15年 7 月 4 日航空自衛隊訓令第30号）
この訓令は、平成15年 7 月 15日から施行する。

附 則（平成16年 3 月 29日航空自衛隊訓令第20号）
この訓令は、平成16年 3 月 29日から施行する。

附 則（平成16年 9 月 28日航空自衛隊訓令第42号）
この訓令は、平成16年 9 月 28日から施行する。

- 附 則（平成17年 2 月 22日航空自衛隊訓令第 5 号）
- 1 この訓令は、平成17年 2 月 22日から施行する。
 - 2 この訓令の施行の際、現に設置されている戦闘機操縦課程は、改正後の規定により設置された戦闘機操縦（F－1 5）課程とみなす。

- 附 則（平成17年 4 月 20日航空自衛隊訓令第19号）
- 1 この訓令は、平成17年 4 月 20日から施行する。
 - 2 この訓令の施行の際、現に設置されている初級操縦課程は、改正後の規定により設置された初級操縦（T－3）課程とみなす。

附 則（平成18年 3 月 27日防衛庁訓令第42号）
この訓令は、平成18年 3 月 27日から施行する。

附 則（平成18年 7 月 28日航空自衛隊訓令第35号）
この訓令は、平成18年 7 月 31日から施行する。

- 附 則（平成19年 1 月 5 日防衛庁訓令第 1 号）（抄）
- 1 この訓令は、平成19年 1 月 9 日から施行する。

附 則（平成19年 3 月 27日防衛省訓令第10号）
この訓令は、平成19年 3 月 28日から施行する。

- 附 則（平成19年 8 月 30日防衛省訓令第145号）（抄）
- 1 この訓令は、平成19年 9 月 1 日から施行する。

附 則（平成19年 9 月 14日空自訓第15号）
この訓令は、平成19年 9 月 14日から施行する。

附 則（平成20年 3 月 25日防衛省訓令第12号）
この訓令は、平成20年 3 月 26日から施行する。

附 則（平成21年12月22日空自訓第31号）
この訓令は、平成21年12月22日から施行する。

附 則（平成22年 4 月 1 日防衛省訓令第15号）
この訓令は、平成22年 4 月 1 日から施行する。

- 附 則（平成22年 6 月 30日防衛省訓令第29号）
- 1 この訓令は、平成22年 7 月 1 日から施行する。
 - 9 この訓令の施行の日以降に自衛隊法施行規則（昭和 2 9 年総理府令第 4 0 号）第 2 4 条第 1 項の規定により採用された空士に対する一般教育は、第 4 3 条の規定による改正後の航空自衛隊の教育

訓練に関する訓令第14条から第17条まで及び別表第1の規定にかかわらず、なお従前の例による。

- 10 この訓令の施行の際現に第43条の規定による改正前の航空自衛隊の教育訓練に関する訓令第15条から第17条までの規定による新隊員課程（次項及び第12項において「改正前の新隊員課程」という。）の教育を受けている者の教育については、なお従前の例による。
- 11 改正前の新隊員課程の教育を修了した者の第43条の規定による改正後の航空自衛隊の教育訓練に関する訓令第22条の6の規定の適用については、同条中「自衛官候補生課程」とあるのは、「改正前の新隊員課程」とする。
- 12 航空幕僚長は、改正前の新隊員課程を修了した者が一般空曹候補生に任命された場合は、当該者の一般空曹候補生課程の期間を短縮し、又はその主要教育事項の一部を免除して当該課程を履修させることができる。

附 則（平成23年4月1日防衛省訓令第16号）

- 1 この訓令は、平成23年4月1日から施行する。
- 10 航空自衛隊生徒としての教育訓練を修了し3等空曹に昇任した者の第68条による改正後の航空自衛隊の教育訓練に関する訓令第25条第1項の規定の適用については、同項中の「航空学生」とあるのは、「航空自衛隊生徒、航空学生」とする。

附 則（平成23年8月30日空自訓第25号）

この訓令は、平成23年8月30日から施行する。

附 則（平成23年12月2日空自訓第30号）

この訓令は、平成23年12月2日から施行する。

附 則（平成24年3月29日防衛省訓令第12号）

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月25日防衛省訓令第17号）

この訓令は、平成25年3月26日から施行する。

附 則（平成27年10月1日防衛省訓令第39号）（抄）
（施行期日）

- 1 この訓令は、平成27年10月1日から施行する。
 - 附 則（平成28年4月19日防衛省訓令第17号）
この訓令は、平成28年4月19日から施行する。
 - 附 則（平成29年4月26日空自訓第17号）
この訓令は、平成29年4月26日から施行する。
 - 附 則（平成30年11月14日空自訓第18号）
この訓令は、平成30年11月15日から施行する。
 - 附 則（令和元年5月24日空自訓第1号）
この訓令は、令和元年5月24日から施行する。
 - 附 則（令和2年3月25日防衛省訓令第14号）
この訓令は、令和2年3月26日から施行する。
 - 附 則（令和2年3月31日空自訓第11号）
この訓令は、令和2年4月1日から施行する。
 - 附 則（令和2年9月29日空自訓第21号）
この訓令は、令和2年9月29日から施行する。

別表第1（第8条、第12条、第17条関係）
空士の課程

課程名	設置場所	期間	主要教育事項
自衛官候補生課程	航空教育隊	約3月	精神教育、服務、防衛学、教練及び体育

別表第2（第8条、第12条、第23条関係）
空曹候補者の課程

課程名	設置場所	期間	主要教育事項
-----	------	----	--------

航空学生課程	第12飛行教育団	約101週	精神教育、服務、防衛学、普通学、教練及び体育
一般空曹候補生課程	航空教育隊	約14週	精神教育、服務、防衛学、教練及び体育
空曹予定者課程	航空教育隊	約9週	精神教育、服務、防衛学、教練及び体育

備考：航空幕僚長は、自衛官候補生課程を修了した航空自衛官である者が一般空曹候補生に任命された場合は、その者に対する一般空曹候補生課程の期間を短縮し、又はその主要教育事項の一部を免除して当該課程を履修させることができる。

別表第3（第8条、第12条、第26条関係）
空曹の課程

課程名	設置場所	期間	主要教育事項
初任空曹課程	航空教育隊	約9週	精神教育、服務、防衛学、教練及び体育
公募空曹課程	航空教育隊	約13週	精神教育、服務、防衛学、教練及び体育
上級空曹課程	航空教育隊	約3週	精神教育、服務及び防衛学

別表第4（第8条、第12条、第32条関係）
幹部候補者等の課程

課程名		設置場所	期間	主要教育事項
一般幹部候補生課程	一般幹部候補生（防衛大学校の卒業生）	幹部候補生学校	約23週	精神教育、服務、防衛学、普通学、教練及び体育
	一般幹部候補生（一般幹部候補生試験の合格者）及び薬剤科幹部候補生		約40週	
	一般幹部候補生（部内選抜試験の合格者）		約26週	
飛行幹部候補生課程		幹部候補生学校	約17週	精神教育、服務、防衛学、普通学、教練及び体育
医科歯科看護科幹部候補生課程		幹部候補生学校	約6週	精神教育、服務、防衛学、教練及び体育
3尉候補者課程		幹部候補生学校	約13週	精神教育、服務、防衛学、普通学、教練及び体育

別表第4の2（第12条、第32条関係）
隊付教育

対象者	期間	主要教育事項	
一般幹部候補生課程修了者	防衛大学校の卒業生及び一般幹部候補生試験の合格者	約8週	精神教育、服務、教練、体育、指揮、管理及び部隊業務
	部内選抜試験の合格者	航空幕僚長の	

者及び薬剤科幹部候補生試験の合格者	定める期間	
飛行幹部候補生課程の修了者	航空幕僚長の定める期間	精神教育、服務、教練、体育、指揮、管理及び部隊業務

別表第5（第8条、第12条、第40条関係）
幹部の課程

課程名	設置場所	期間	主要教育事項
公募幹部課程	幹部候補生学校	約8週	精神教育、服務、防衛学、教練及び体育
幹部補備課程	幹部候補生学校	約4週	服務、防衛学、教練及び体育
幹部普通課程	幹部学校	約10週	精神教育、防衛学及び体育
幹部特別課程	幹部学校	約4週	防衛学
指揮幕僚課程	幹部学校	約47週	防衛学及び体育
幹部高級課程	幹部学校	約25週	防衛学及び体育

別表第6（第8条、第12条、第42条、第48条、第76条関係）
飛行教育の課程

区分	課程名	設置場所	期間	機種	飛行時間の基準
初級操縦教育	初級操縦(T-7)課程	第11飛行教育団	約22週	T-7	60時間
		第12飛行教育団			
	基本操縦(T-4)前期課程	第13飛行教育団	約24週	T-4	65時間
	基本操縦(T-4)後期課程	第1航空団	約30週	T-4	95時間
	基本操縦(T-400)課程	第3輸送航空隊	約34週	T-400	120時間
	基本操縦(T-400)課程(長期)	第3輸送航空隊	約47週	T-400	170時間
上級操縦教育	初級操縦教官(T-7)課程	第11飛行教育団	約7週又は約9週	T-7	35時間又は60時間
		第12飛行教育団			
	初級操縦教官機種転換(T-7)課程	第11飛行教育団	約4週又は約5週	T-7	12時間又は20時間
		第12飛行教育団			
	基本操縦前期教官(T-4)課程	第13飛行教育団	約15週	T-4	80時間
	基本操縦後期教官(T-4)課程	第1航空団	約15週	T-4	80時間
	基本操縦教官(T-400)課程	第3輸送航空隊	約8週	T-400	25時間
	計器飛行教官(T-4)課程	第1航空団	約6週	T-4	20時間
計器飛行教官(T-400)課程	第3輸送航空隊	約6週又は約11週	T-400	20時間又は40時間	
初級	戦闘機操縦基礎課程	第1航空団	約8週	T-4	20時間

戦技教育	戦闘機操縦(F-15)課程	飛行教育航空隊	約35週	F-15	100時間
	戦闘機操縦(F-2)課程	第4航空団	約37週	F-2	100時間
	輸送機操縦(YS-11)課程	第3輸送航空隊	約22週	YS-11	70時間
	輸送機操縦(C-1)課程	第3輸送航空隊	約23週	C-1	70時間
	輸送機操縦(C-2)課程	第3輸送航空隊	約19週	C-2	36時間
	輸送機操縦(C-130)課程	第1輸送航空隊	約23週	C-130	70時間
	救難操縦(U-125A)課程	航空救難団	約16週	U-125A	50時間
	救難操縦(UH-60J)課程	航空救難団	約24週	UH-60J	85時間
	F-15機種転換操縦課程	飛行教育航空隊	約15週又は約17週	F-15	20時間又は30時間
	F-2機種転換操縦課程	第4航空団	約12週又は約17週	F-2	10時間又は20時間
	F-35A機種転換操縦課程	第3航空団	約20週	F-35A	22時間
	T-4機種転換操縦課程	第1航空団	約5週	T-4	15時間
	T-400機種転換操縦課程	第3輸送航空隊	約8週	T-400	20時間
	C-1機種転換操縦課程	第3輸送航空隊	約10週	C-1	30時間
	C-2機種転換操縦課程	第3輸送航空隊	約12週	C-2	18時間
	C-130機種転換操縦課程	第1輸送航空隊	約10週	C-130	30時間
	KC-767機種転換操縦課程	第1輸送航空隊	約6週又は約23週	KC-767	15時間又は24時間
	CH-47J機種転換操縦課程	航空救難団	約8週	CH-47J	20時間
	E-2C機種転換操縦課程	警戒航空団	約13週	E-2C	30時間
	E-767機種転換操縦課程	警戒航空団	約6週又は約21週	E-767	12時間又は20時間
U-125A機種転換操縦課程	航空救難団	約10週	U-125A	30時間	
U-4機種転換操縦課程	第2輸送航空隊	約8週	U-4	20時間	
UH-60J機種転換操縦課程	航空救難団	約8週	UH-60J	25時間	
上級戦技教育	F-15戦技課程	第6航空団	約19週	F-15	50時間
	F-2戦技課程	第3航空団	約21週	F-2	56時間
	戦闘機操縦教官(F-15)課程	飛行教育航空隊	約5週、約7週又は約9週	F-15	20時間、30時間又は45時間
	戦闘機操縦教官(F-2)課程	第4航空団	約5週、約7週又は約9週	F-2	20時間、30時間又は45時間

	輸送機操縦教官(YS-11)課程	第3輸送航空隊	約8週	YS-11	30時間
	輸送機操縦教官(C-1)課程	第3輸送航空隊	約8週	C-1	40時間
	輸送機操縦教官(C-2)課程	第3輸送航空隊	約8週	C-2	23時間
	輸送機操縦教官(C-130)課程	第1輸送航空隊	約8週	C-130	30時間
	救難操縦教官(U-125A)課程	航空救難団	約8週	U-125A	30時間
	救難操縦教官(UH-60J)課程	航空救難団	約8週	UH-60J	35時間
	C-1戦技課程	第3輸送航空隊	約8週	C-1	40時間
	C-130戦技課程	第1輸送航空隊	約8週	C-130	40時間
	救難戦技課程	航空救難団	約8週	U-125A又はUH-60J	30時間
その他の飛行教育	試験飛行操縦士課程	飛行開発実験団	約44週	航空自衛隊所属機で航空幕僚長が必要と認めるもの	100時間から120時間までの範囲内
	F-4EJ機種転換操縦課程	飛行開発実験団	約13週又は約15週	F-4EJ	20時間又は30時間
	飛行準備課程	第12飛行教育団	約12週から約31週までの範囲内		
	航法課程	第3輸送航空隊	約44週		
	航法教官課程	第3輸送航空隊	約12週		
	航法戦術課程	第3輸送航空隊	約6週	C-1	
	飛行安全幹部課程	航空安全管理隊	約7週		
	上級飛行幹部課程	第1航空団	約9週		
	協同戦術課程	航空戦術教導団	約10週		

備考：航空幕僚長は、特に必要がある場合には、学生の当該課程履修前における飛行時間を考慮して、当該学生に履修すべき期間及び飛行時間を短縮することができる。

別表第7（第76条関係）

操縦士の練成訓練における年間飛行時間の基準

指定機種	機種別年間飛行時間の基準
F-1	F-1 200時間、T-33 40時間
F-104J	F-104J 180時間、F-104DJ 20時間、T-33 40時間
F-4EJ	F-4EJ 200時間、T-33 40時間
RF-4E	RF-4E 180時間、T-33 20時間

C-1、YS-11	C-1又はYS-11 300時間
ヘリコプター	ヘリコプター 300時間
捜索機、練習機	捜索機又は練習機 240時間